

亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例をここに公布する。

令和4年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第20号

亀山市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき三重県が実施する急傾斜地崩壊対策事業（既に施工した急傾斜地崩壊防止施設のうち災害防止機能が不足する急傾斜地崩壊防止施設の改造を行うものを除く。以下「事業」という。）について、市が負担する経費の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金（以下「分担金」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 分担金は、事業の実施により特に利益を受ける者から徴収する。

2 分担金の額は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定により市が負担する額の2分の1に相当する額とする。

(分担金の納付方法)

第3条 分担金は、市長の指定する期日までに、納入通知書により納付しなければならない。

(分担金の徴収猶予等)

第4条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、前条の期日を延長し、分担金の徴収を猶予し、又はその全部若しくは一部を免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、分担金の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に着手する事業について適用し、同日前に着手した事業については、なお従前の例による。